

# 行政経営改革を推進 行政経営監視委員会を設置しました

経営改革室 ☎724-25003 FAX050-3085-3095

市では、新5ヵ年計画「行政経営改革プラン」の進捗を監視するために「行政経営監視委員会」を設置しました。この委員会は、外部の有識者による専門的見地からの提

## スポーツ祭東京2013文化プログラム 桑田真澄さん講演会 「夢をあきらめない」 参加者募集



©Life is Art Ltd.

スポーツ祭東京2013の開会前夜に、国体に3回の出場経験がある桑田真澄さんから、野球を通して体験した数々の努力・試練・挑戦についてお話ししていただきます。  
市内在住、在勤、在学の6

## 住宅の耐震化を 応援します

### 「木造住宅耐震相談会」

市主催の木造住宅耐震相談会を行います。  
対 昭和56年5月31日以前に着工された市内の木造戸建住宅を自らが所有して居住している方  
日 ①9月8日(日) ②9月26日(木)、いずれも午後2時～4時  
場 ①市役所本庁舎②つくし野

コミュニティセンター  
木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け  
※建築確認通知書(建築時期が分かるもの)と建物・土地の状況が分かる図面をお持ち下さい。  
定 ①50人②30人(いずれも申し込み順)  
申 電話で建物住宅対策課(☎724-5831

言・提案をいかし、行政経営改革を着実に推進することを目的としています。  
今年度は、「新公会計制度のマネジメントへの活用」をテーマに、問題点や課題について意見交換を行います。  
会議の内容は、町田市ホームページで公表します。

○第1回委員会を開催します  
傍聴を希望する方は、8月12日～20日に電話で経営改革室へお申し込み下さい。  
日 8月22日(木) 午後4時～6時  
場 市役所本庁舎3階会議室3-1  
定 20人(申し込み順)

## 高年齢者のための暮らしのてびき

「高年齢者のための暮らしのてびき」は、高年齢者の皆さんの医療・保健・福祉サービスの窓口や市の施設等をまとめた案内書で、70歳以上の転入者と希望者に配布します(全戸配布は行いません)。  
12月発行予定で、発行部数は2万部です。  
市内または近隣市の事業所  
※業種や掲載できる広告に制限があります。  
費 2色刷り1枠(縦65mm×横95mm以内) 1万円、カラー刷り1枠(縦65mm×横95mm以内) 1万5000円  
募集数2色刷り14枠(2枠まで申し込み可)、カラー刷り24枠(8枠まで申し込み可)  
申 申込書(高年齢者福祉課「市役所本庁舎1階」に有る)に、広告原稿を添えて、8月28日まで(必着)に、直接または郵送、FAXで高年齢者福祉課(〒194-8520、森野2-2-22、☎724-4048 FAX050-3101-6180)へ。

724-4269)へ。FAXでのお問い合わせはFAX050-3161-6109へ。  
※町内会館等を会場にして、耐震相談会の開催を希望する町内会・自治会は、ご相談下さい。  
市の職員が訪問し、耐震診断や耐震改修工事を勧めることとはありません。また、委託の耐震調査士や市に登録している耐震診断士は、市が発行する身分証明書を携帯しています。不審なときは、身分証明書の提示を求めるか、建

## 都主催 耐震フォーラム

いつ起こるか分からない巨大地震に備えて、建物耐震化への具体的な行動を考えます。  
日 9月4日(水) 午後1時30分～4時15分  
場 都庁第一本庁舎  
申・問 耐震キャンペーン事務局 ☎03-3447-8655  
FAX03-5475-5842

2012年度の内容別消費生活相談件数(上位10位)

順位	商品名・役務名	件数
1	放送・コンテンツ等	488
2	フリーローン・サラ金	144
3	賃貸アパート・借家	128
4	住宅関連工事	119
5	役務その他(結婚相談所、不用品回収等)	106
6	移动通信サービス	89
7	商品一般	77
8	医療	66
9	自動車	61
10	預貯金・証券等	53

# 「うまい話」はありません!

## 2012年度の消費生活相談から

消費生活センター ☎725-8805 FAX722-4263

2012年度に、消費生活センターに寄せられた相談件数は3058件でした。前年度より件数は減っていますが、高齢者や若者を中心に、内容が複雑で解決に時間がかかる相談や、被害の回復が困難な詐欺的な相談が増えています。以下に、相談内容の傾向や事例を紹介します。

### うまい話にご用心! 出会い系サイトに関連する相談

インターネットのSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)で知り合った相手から、「事情によりSNSを続けられなくなった」と別サイトへの登録を誘導され、「後でお金を渡す」という言葉を信じて、高額な利用料金を払ってしまった、という相談が数多く寄せられています。  
他にも、メールで悩み相談を受ける仕事に登録したら、「身寄りが無いので遺産を貰ってほしい」との申し出を受けた、自称芸能人のマネージャーから「芸能人とメールのやり取りをしてほしい」と頼まれた等、出会い系サイトに関連する相談が、後を絶ちません。  
いずれの相談者も、何かおかしいと感じても「お金を受け取るまでは」と思い、止めることができませんでした。  
見ず知らずの人からの「うまい話」には、くれぐれも気をつけて下さい。

### 減らない 「買え買え詐欺(劇場型詐欺)」

さまざまな投資商品(海外不動産への投資、シェールガス・レアアース・太陽光発電の債権等)について「買いたい人がいるので代わりに購入して欲しい」「パンフレットが届いていたら、それを買いたい」と言ってきます。その後、言葉巧みにお金を支払うよう仕向けてきます。また、突然「あなたの名義で株を買った」と言われ、費用を請求された事例もあります。これらは、現実に存在する会社を名乗って、何度も電話がかかってくるので、本当の話かと思ってしまう。最近では、銀行振込みではなく、宅配便で送られたり、直接受け取りに来たりする事例が増え、被害金を取り戻すことがいっそう困難になっています。お金を渡してしまう前に、周囲の人や消費生活センターにご相談下さい。

### 不当請求、サラ金、 敷金返還トラブルは相変わらず

パソコンや携帯電話による不当請求や、アダルトサイトのワンクリック請求に関する相談が相変わらず目立ちます。基本的に、不当請求は身に覚えが無ければ無視し、ワンクリック請求は納得がいかなければ支払わずに様子を見ましょう。裁判所から訴状が来た場合は、消費生活センターにご相談下さい。  
サラ金に関する相談は、一時期に比べれば減っていますが、相談件数の上位を占めています。センターでは、相談者の債務状況や返済能力等を確認した上で、解決に向けて助言し、町田弁護士クラブや司法書士会町田支部への相談に結びつける等の方策をとっています。  
賃貸住宅の「原状回復」等敷金返還トラブルは、国土交通省の「ガイドライン」を参考に自主交渉するように助言しています。

### 〈クーリング・オフ〉

訪問販売や電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく、無条件で解約できます。クーリング・オフ期間を過ぎても、販売方法や契約書に問題があれば、解約できる場合があります。諦めずにご相談下さい。  
また、貴金属等の訪問買い取りも、クーリング・オフの対象になりました。

### 困った時は消費生活センターへ

世の中に「うまい話」はありません。その場で契約せず、よく考えてからでも遅くはありません。悪質商法には十分に注意しましょう。消費生活センターでは、専用電話(☎722-0001)で相談を受け付けています(月～土曜日=午前9時～正午、午後1時～4時)。また来所相談は、平日の午前9時～11時30分と午後1時～4時に受け付けています。ぜひ、ご利用下さい。

